

## 普通預金（総合口座、貯蓄預金含む）をお持ちのお客様へ

当金庫では、令和6年1月4日より、2年以上ご利用のない普通預金口座（総合口座、貯蓄預金口座）に対して未利用口座管理手数料を適用させていただきます。詳細は次のとおりとなりますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

### 未利用口座管理手数料について

#### 【未利用口座となる口座】

最後のお預入れまたは払戻し（この普通預金や総合口座のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落は除きます）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い普通預金口座を未利用口座としてお取扱いたします。口座振替などのお取引をいただいているお客様の口座が対象となることはございません。

#### 【未利用口座管理手数料について】

- お客様の口座が未利用口座となった際、事前に文書にてお届けのご住所あてにご案内をさせていただきます。
- ご案内の発信日より、一定期間（約3カ月）経過後もお取引がない場合、当金庫が定める任意の日に年間1, 320円（税込）を未利用口座管理手数料としてご負担いただきます。
- 次の場合には未利用口座管理手数料の対象外となります。
  - ① 口座の残高が1万円以上の場合
  - ② 同一お取引店で、定期預金、定期積金、積立定期預金、出資金、国債、保険窓販等のお取引がある場合
  - ③ 同一お取引店で、お借入れがある場合
  - ④ カードローン契約のある口座
- ※ 紛失等によりご利用が停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますので、ご注意ください。

#### 【口座の自動解約について】

- 残高不足等により未利用口座管理手数料の引落が不能になった場合、最終残高を未利用口座管理手数料（税込）としてご負担いただき、この口座を当金庫所定の方法で自動解約させていただきます。  
（この場合、差額の未利用口座管理手数料のご負担は不要です。）
- なお、ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用には応じ致しかねますので予めご了承下さい。